

第10回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年2月16日（金）13:00～15:02
2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、吉田晴乃
 - （専門委員）青木亮輔、白井裕子、藤田毅、本間正義
 - （政府）前川内閣府審議官
 - （事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、
佐脇規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング出席者）立命館大学衣笠総合研究機構：鈴木祥之教授
宮内建築：宮内寿和様
林野庁：牧元次長
林野庁：渡邊林政部長
林野庁：箕輪企画課首席森林計画官
近鉄グループホールディングス株式会社事業開発部：山本部長
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 木材の利用を制限する規制・基準等の見直しについて
（有識者からのヒアリング）
 - 2. 新たな森林管理システムに関する法案の検討状況について
（農林水産省からのヒアリング）
 - 3. 植物工場の立地に関する用途規制について
（事業者からのヒアリング）
 - （閉会）

5. 議事概要：

○佐脇規制改革推進室参事官 それでは、第10回「農林ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、金丸議長代理に御出席をいただいております。

長谷川座長代理、林いづみ委員、齋藤専門委員、林雅文専門委員、三森専門委員、渡邊専門委員は、所用により御欠席です。

なお、藤田専門委員は、農業の関連の議題が始まります議題3から御参加をされます。

それでは、ここからは飯田座長に司会進行をお願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に入らせていただきます。

議題1は「木材の利用を制限する規制・基準等の見直しについて」です。前回の農林ワーキング・グループでは、木材の利用を制限する規制について、国土交通省からヒアリングを行いました。今回はそういった規制について、現場、また研究の世界で問題意識をお持ちの方々からお話を伺いたいと存じます。

本日お越しいただいておりますのは、立命館大学衣笠総合研究機構教授、鈴木祥之様。宮内建築代表、宮内寿和様です。よろしくお願いいたします。

本日は、鈴木教授、宮内様からの御説明を伺った後、意見交換をしたいと考えております。なお、時間も限られておりますので、大変恐縮ですが、御説明時間は15分程度でお願いいたします。

それでは、鈴木先生、よろしくお願いいたします。

○鈴木教授 今日はお招きいただきましてありがとうございます。木造建築物、そのうちでも伝統構法について、お隣におられます宮内棟梁とともに説明をさせていただきます。

資料ですけれども「伝統的構法木造建築物の建築基準法における問題」ということで、いろいろお話ししたいことがあるのですけれども、今日は4つに絞って御説明をさせていただきます。

最初に、伝統構法をつくろうとか、建てたいとか、そういうことに関してほとんどの方は反対されないのですけれども、しかし、現在、伝統構法というのは危機的な状況に置かれているのです。まず、その説明をさせていただきます。

伝統構法は、建築基準法に明快に記載されていないのです。ということで、建築基準法ができたときには記載されていなくても特に問題なくて、地場産業として各行政が大工さんとかを一生懸命支援して、そのような状況だったのですけれども、時代がたちますと建築基準法に書かれていないのは違法ではないかとなってきて、だんだん伝統構法が建てづらくなりました。2000年に建築基準法が大改正されます。そこで大きく仕様規定型から性能規定型の設計法に移行していくようになりまして、図の中に赤く示している限界耐力計算を使いますと、建築基準法に書かれています、いわゆる在来工法用の仕様規定が適用除外できるということで、それで限界耐力計算のもとに伝統構法はちょっと復権したということなのです。

ところが、2007年に姉歯の耐震偽装を受けて建築基準法がもう一度改正されます。それは限界耐力計算等を使いますと、構造計算適合性判定、要はダブルチェックです。構造の問題に関しては厳格に安全性を確認しましょうということで適判ができて、普通の小規模な住宅でも限界耐力計算を使って確認申請をおろそうとしますと、この適判がついて回る。そうしますと、この適判というのは非常に細かなところまでチェックしますので、いわゆる設計士さんがつくる資料というのは非常に膨大になります。そうしますと、設計士さんもだんだん嫌がるようになるし、それから、確認をおろす行政側のほうも適判をチェックするのはなかなか難しくなった。そのようなことで、伝統構法の確認申請等が円滑

に回らなくなってきたということで、現在、伝統構法は設計が難しくなり建築等も少なくなってきました。

3 ページ目、木造建築物の建て方、構工法について少しだけ説明させていただきます。

左側に載っていますのが在来工法と書いていますけれども、これが建築基準法に記載されているような工法なのです。右側が伝統構法で、これは建築基準法に明確に規定されていないのです。

その下に少しだけ特徴があります。在来工法を先に説明しますと、要は、これは建築基準法の仕様規定で載せられているものなのですけれども、基礎に関しては鉄筋コンクリートでつくって、その上に土台を乗せまして、土台と柱を緊結するようなやり方なのです。それから、柱とはり、こういった接合部に関しては金物補強しましょうと。壁ですけれども、筋交いとか構造合板、非常に耐力のあるようなものを使います。

一方、伝統構法は、今、言いましたようなものを全て排除するといいますか、特に足元なのですけれども、礎石の上に柱を乗せるだけの、いわゆる石場建てでつくります。それから、柱とかはりの接合部は金物補強しないで木組みでつくります。壁は土塗りの壁で、しかも小壁といいますか、垂れ壁とか腰壁といったものを使います。ところが、この小壁は在来工法のもので壁量計算があるのですが、その壁量計算の中に小壁は雑壁と称して、耐力等は見込めないというか、評価されないのです。それが現在の建築基準法なのです。

次のページに在来工法といいますか、仕様規定のところを少し細かく書いていますけれども、こういうものを守ってしまいますと、伝統構法ではなくなってしまいます。

4 ページ目の右下にありますように、伝統構法と在来工法の性能の違いが書いてあります。それは何かといいますと、横軸に変形、縦軸に耐力といいますか復元力。現代的な在来工法等は、耐力が非常に高いのですけれども、変形性能は小さいです。伝統構法のほうは、耐力はそれほど大きくないのですけれども、変形性能が大きいです。要は、地震のときに伝統構法は大きく揺れるけれども粘りますよと、そのような構造的な特徴があります。私どもは、このような特徴を使って伝統構法の耐震設計をしていただければなど考えております。

現在の危機的な状況を打開するということで、5 ページ目ですけれども、とりあえず緊急的な措置として、いわゆる適判、これを小規模な住宅等に関しては適用除外していただけるようにということなのです。そうしますと、設計士さんも、確認する審査側も負担が軽減されて、伝統構法も少し復権してくれるのではないかと考えています。

その下に抜本的な措置として、伝統構法のための設計法を確立しましょうということを書いてございます。

こういう危機的な状況に陥って、実は国交省のほうでもいろいろな対策をしていただいております。そのうちのひとつが、建築基準法を見直すという検討委員会をつくっていただきまして、私も呼ばれて、そこでこの適判を適用除外するようにしてほしいということ

再三訴えたのですけれども、なかなかうまくいきませんでした。要は、消費者を守るという観点からすると、このダブルチェックは絶対に必要なのだということで、小さな住宅でも適判を外すことはできないということだったのです。

もう一つの方法として、伝統構法の設計法をしっかりとつくっていただくということで、その下に書いています国交省補助事業、このような検討委員会をつくっていただいて、そこで設計法を構築しようということでいろいろ検討がなされてきました。しかし、ここでも小規模な住宅に対する適判は依然として解決されていないのです。そのようなことで、私どもとしては、ぜひ小規模な住宅に関しては適用除外するような形で、この適判を外していただきたいと訴えてきましたということで、ぜひこれに関しては実現できるようにということをお願いしたいと思います。

現状のまま伝統構法がつくりづらい、つくられないという状況が続きますと、隣におられます大工さん等の仕事がなくなって、しかも、日本が誇る伝統技術がだんだん失われていくのではないかと心配があります。ということで、大規模な木造建築物を限界耐力計算で設計するときには適判を適用していただいても構わないのですけれども、数的にも多い小規模な住宅に関しては、適判を適用除外していただければ、伝統構法の住宅等がたくさん建って、大工さんたちの仕事もふえる。そのようなことで伝統構法の技法等が継承されていくのではないかと、職人さんの育成にもつながると考えております。

次に、7ページ目は、抜本的な措置として、伝統構法のための設計法をつくろうということで、検討委員会でいろいろやっていただきましたけれども、現在はなかなかうまくいっていないということです。特に、実務者だとか、いわゆる施主さんから要望が強いのは石場建てなのです。石場建ての特徴はまた後でも少し出てきますけれども、要は、礎石の上に柱を乗せるだけで、実は床下に空間がとれるということで、耐久性的にもよろしい。そのような石場建てなのですけれども、地震のときに柱脚とめつけていないから柱が滑ったりしますよという問題があるのです。そういった構造的な問題を実験あるいは解析でしっかり解明しながら設計法をつくりましょうということです。

この委員会の終わりのときに、平成24年度末ということで、8ページ目にあります3つの設計法を提案しております。そのうちの1つが標準設計法、2番目が詳細設計法、3番目が汎用設計法。実は3番目の汎用設計法は非常に高度な設計法で、これは時刻歴応答解析ということで現行法でも適用可能なのですが、小さな住宅でこんな大それた解析はしないわけですので、小さな住宅等ですと1番目か2番目です。2番目の詳細設計法は、現行の限界耐力計算をベースにした設計法なのですけれども、実は適判だとか確認申請をおろすに当たって、いろいろ設計法等のやり方、マニュアルなどを作成してということで、実務者あるいは審査側に役立てていただきたいということで動いております。

標準設計法は簡易な設計法ですので、これを将来的には建築基準法の中に組み込んでいただきたいと思っております。

ということで、いろいろな検討等はしてきたのですけれども、次の9ページ目には、前

回、眞鍋審議官から御説明いただきました国交省の取り組みです。これは伝統構法に関して少し進歩したかなということで、私どもも非常に喜んでいる措置ではあります。

次に、10ページ目は、地震で1階が崩壊するというパターンがほとんど続いておりますので、なぜこのように壊れるのかということです。

その説明が11ページにあります。要は、2階が強過ぎるのです。2階に寝室だとか子供部屋をつくりますと、壁等がたくさん入ってきて、それで2階が強くなって、1階が大きく変形して、1層崩壊になります。限界耐力計算でやりますと、1階と2階の応答を計算しますので、それでバランスよく設計できます。

12ページ目は、先ほど言いました石場建てなのですけれども、一番左が現行のやり方です。新しく先ほどの国交省のほうで伝統構法をとということで、このようなだぼを入れるやり方を告示していただいております。しかし、熊本地震で、だぼを入れたがために大きく柱脚が移動した建物もあります。一番右側が、私どもがいいですよと言っている伝統構法の石場建てです。

そういうことで、石場建てに関してはいろいろ議論もありますけれども、振動台実験や解析等をやりまして、その安全性等確かめて、石場建ての建物も設計可能になりましたということです。

14ページ目が、先ほど言いました、今後こういったマニュアルをつくって設計士さん、あるいは審査側に使っていただくということです。

最後に、15ページ目ですけれども、伝統構法のよさというのを羅列していますが、これはほとんど皆さん方も御存じかと思えます。実はこのような伝統構法を使っていたかますと、山側の方にとっても非常にメリットがあるのではないかと思うのですが、林業家は木を育てて、それを木造建築物、しかも柱とかはり、それが見えるような形で使っていたのをご希望んでおられるわけです。それを実現できるのは、この伝統構法だろうと思えます。

ということで、私の説明は終わらせていただきます。

○飯田座長 ありがとうございます。

続いて、宮内様、よろしくお願ひいたします。

○宮内様 ありがとうございます。滋賀県で大工工務店をやっております宮内です。

引き続き、お話しさせていただきたいと思ひます。

「農林ワーキングでお伝えしたいこと」。1枚目をめくっていただきまして、これは私が思う大工職人の使命なのですけれども、阪神・淡路大震災の折にかなりの建物が倒れて、そこで下敷きになって逃れることなく生きたまま焼かれた方々が多かったのです。私は、当時20代後半だったのですけれども、それまで日本の大工というのは、自分らがつくったものは絶対に潰れるわけがないと思ひ込んでいたのです。あの阪神・淡路大震災でことごとく建物が潰れたのを見て、私も、自分が建てた家ではないですけれども、すごくショックを受けました。だから、私がおのときに本当に、もう一遍、大工はつくる家を考え直さ

なければいけないなとすごく思いまして、そういうことで私が思う大工職人の使命は、自分のつくった家で人を殺してはいけない。これが私の哲学になっていまして、人の命と財産を守る。これを心にいつも持って仕事をしております。

世界の方々が日本は美しいと言っておられるのですけれども、それは確かに日本の風景とか景観を見て言うておられると思うのですが、景観はやはり木造建築がつくっている景観が多いのですね。ですから、その景観をつくっていったのは、100年以上も前に我々の先人がつくってきた景観を、我々はそれを見て感動しているわけです。けれども、今、私たちがつくっている建物は、100年後に子孫たちがそれを見て感動してもらえるものを本当につくっているのかというところを今、すごく疑問に思っています、やはりこれは何とかしていかないといけないのではないかとということをいつも思いながら仕事をしております。

そのようなことを思いながら、先ほどの先生のお話にもあった伝統構法を建てていくためには何が弊害になっているかということ、次のページですけれども、設計者のほうなのですが、建築基準法第6条4号建物というのがあります。これは資料1-3のウィキペディアを見ていただければわかると思うのですけれども、1、2、3、4号建物と書いてありまして、この4号建物というのは、木造の住宅で2階建て以下のもの、平家建ても含めてですけれども、住宅のことを指します。次の下に、建築士が設計したものは確認申請を簡略化しても構わない。これは何かということ、1級建築士が設計したものは、何も構造審査とかをしなくても建てていいよという話なのです。けれども、今、日本のほとんどの大学で木造を教えていないのです。木造を構造的にもちゃんと理解している1級建築士というのが日本にはほとんどいない。そういう人たちが、木造の住宅は4号で出したら検査を通るから構わないというような解釈で建てているので、世の中のほとんどは木造に関してはすごくど素人の人ばかりなのです。杉とヒノキの違いもわからない。そういう方たちが設計しているのが現実です。

ある大学の研究室でゼミ生が、過去5年間、4号建物で確認申請を出された建物の構造計算をしたら、7割アウトでした。その計算方法は、46条という計算方法があるのですけれども、壁量自体が今の地震、震度7とか想定外の地震が来た場合、既に耐力不足なのです。実際に熊本でも、これで建てられた家が倒壊しています。最低あと1.5倍の耐力を持っている建物は倒れていないです。そういうことで、今、日本中でほとんどの住宅はそれで建てられている。

この間、発表がありましたけれども、この30年以内で東海・東南海地震が80%の確率で起こるといったときに、今、建てられている家の耐力がそこを満たしていないのに、その地震が起きたらどうなるか。かなりの被害が出ます。

そういう建物で建てられている建物は、ほとんど外国産の材料で、国産材はほとんど使っていない状態でやっております。

大きな勘違いは、建築基準法というのは最低限度の法律であって、それを守っていたら

よしという場合ではないのです。やはり建物によってその強度をちゃんと確認してやっていかないと危ない建物になるというのは、そういう資格を持っていながらやっているプロとしては失格な部分なのですけれども、これは本当に最低限度の法律だということをもっと認識していただきたいと思います。

一応、設計者に関してはそうなのですけれども、次に大工職人です。

こういう伝統構法を建てようと思うと、大工が手で墨をつけて刻んで部材をつくっていくのですけれども、そういう場所が必要なのです。その大工の作業小屋というのが工場扱いになって、工業地域にしか建てられないのです。工業地域というとなんか坪単価が高くて、一般に出た、私のところで修行をして出た大工が買える代物ではないのです。昔は材木屋さんがそういう作業小屋を持っていて、材料を買っていただいた大工さんにそういう場所を提供していて成り立っていたのですけれども、今はプレカットがシェアの98%を占めていまして、そういう作業小屋を持っている材木屋さんもほとんどないのです。

独立開業するのに5,000万円要するというのは、結局、こういう作業小屋とかを工業地域で買うと、私が作業小屋を買ったときに220坪で、坪18万円で買えたのです。それでも3,000万円したのですけれども、いきなり3,000万円の借金をしないといけないのです。その3,000万円の借金をするとき、銀行に行くと、銀行が職人みたいな者にそんな金貸せへんと。作業場って何やと。住宅ローンはわかるけれども、そんなわけのわからないものに銀行はお金を貸せませんと言われるのです。それでお金を借りに行ったとき、うちの家内と一緒に行って、うちの家内は小学校の教員をやっている、公務員をやっている、銀行員が、奥さんお仕事は何されているのですかと言って、小学校の教員をやっていますと言った瞬間に、お幾ら貸しましょう。だから、職人自体が社会的に信用されていない状態です。

そんなことで、あとはトラックが要る、大型の木工機械が要る、何もかもそろえると最低5,000万円要るのです。私の場合は中学を出て大工の職に入ったので、20代になったころには一人前になって、そこそこ稼いでいたのです。ですから、20代でお金がたまって、30代で独立して勝負できるというふうになるのですけれども、今は高校を卒業してとか、大学を卒業して大工になる方が多いので、いきなり22歳から始めても、修行が終わるころには30歳になるのです。そうすると、なかなかそういう蓄えができない。年齢的に結婚もしなくてはいけないので。そのような背景がありまして、なかなか自分で独立してやることできない。業者登録をとるにしても、最低500万円は貯金通帳にないと業者登録をもらえないので、500万ためるといっても大変だと思います。

あと、大工の常用手間は今、全国で大体1万8,000円になっています。実際はいろいろと経費を換算すると2万4,000円は必要になってきます。建て売り業者、地域の住宅販売会社や一部のハウスメーカーの大工手間の坪単価は2万7,000円、今、3万円を切っているのです。それを日当に換算すると大体1日8,000円から9,000円です。はっきり言って生活できません。

人材育成に年間、給料や何もかも含めると1人300万円必要なのです。自分が稼げないのに弟子を育てることなんか到底無理です。特に、一人前になっても賃金が安くて生活ができないために、大工をやめて違う職業についている人が多いです。現状そうです。

リフォーム工事は特にトラブルが多くて、そういう技術も知識も少ない子が簡単に仕事をもらえる職業なので、そこに行くのです。そうすると、抜いたらいけない柱を抜いて家を倒壊させたりとか、壁の下敷きになったりという事故が結構多いです。そういうのは100万円以下の工事でも建築業許可登録を持っている業者しか工事が請け負えないようにするべきではないかと提案したいです。このままでは住宅紛争がふえます。

次は、建坪35坪の住宅の場合の試算なのですが、これはお時間の関係でざっと目を通していただけたらいいと思うのですが、本当に年収340万ぐらいにしかになっていないです。けれども、これも怪しい話で、やはり大工は手の速い遅いがあるので、ちょっと手が遅い人たちは本当にすごくつらい生活を送っています。実際に40日ぐらいで完成しないと生活ができない。上棟から40日で家が完成しなければいけないのです。逆に、40日で家ができてというのは恐ろしくないですか。これでは大工をしたいという若い人材がふえないです。はっきり言って、こんな状態では精神的にも体力的にももたないのです。そんな話では完全にブラック企業ですね。日曜日、祭日、関係なく彼らは働いています。安倍首相の言われている働き方改革なんか全然乗らない話です。

実際にこういった住宅産業の価格に影響されて、我々伝統構法の住宅にも十分な費用がなかなか出てこない場合がございます。こういった住宅の木材はほとんど外国産の集成材や合板でつくられており、国産材は一本も使っておりません。

どうしたらいいかなということ、設計に関しては、特に4号特例を完全に廃止していただきたい。

あと、大学でしっかりと木構造を教えていただきたい。最低でも、やはり安全をしっかり確かめられる許容応力度計算で確実に安全性を確保できる建物にしてほしい。

木造建築士という資格があるのですが、その格上げをしていただいて、これを取らないと木造の設計ができないというふうにしていただかないと、本当にひどい状態になっております。

職人の場合は、やはり一軒いくらかで請け負っている大工に関しては、最低賃金を定めてやらないと、どんどん値段を下げられていっています。

あと、大工の作業小屋を市街化調整区域とか坪単価の安いところでも建てられるようにしていただければなど。

一番大きい問題、人材育成の話なのですが、徒弟制度の見直しをしていただきたい。賃金を払わなければいけないのは当然なのですが、本当に人材育成のために補助や税金の免除等をいろいろ考えていただきたいことがいっぱいあります。

これからこういう伝統的な建物で日本の木をいっぱい使っていこうと思うと、しっかりと木を見きわめられる大工をふやすためにも、伝統木造士のような伝統構法に特化した資

格が必要になってくるのではないか。それも試験ではなくて実務年数、実績、有資格者からの推薦によるようなマイスター的なものが必要ではないかなど。

先ほどお話がありましたように、ユネスコの無形文化遺産が文科省のほうで採択されたので、大工職人の地域の格上げを図って、次の世代が憧れ、誇りに思えるような仕事として世界にアピールできることを切に願います。

どうもありがとうございました。

○飯田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。では、青木専門委員から。

○青木専門委員 どうもありがとうございました。

私も林業という立場にいますので、特に人材育成の件ではとても似ている構造だと思っています。ただ、今、林業は大体、東京で言うと昭和40年代に約2,000人いた労働人口が今は200人ほどに減っているのです。日本全国もちろんそうなのですが、それに対して林野庁から、緑の雇用対策事業という人材育成の補助を出しています。私は、林業と住宅、特にこういう伝統構法については密接な関係があると思うので、幾ら林業で人が育っても、それを使ってくれる人が育たなければ全く意味がないと思っているのです。

そういう意味では、やはり人材育成をきちんと国として支えていくのは必要だと思いますが、それが全くないということなのですか。

○宮内様 全くないですね。まして、そういう制度もわからない人たちなので、今、滋賀県の工業高校から建築科がなくなったのです。何故かという、町の大工さん、工務店が求人を出さないのです。だから、人気のない学科だと思って、工業高校から建築科がなくなったのです。全くの勘違いで、昔は学校の先生が大工になりたいという子と一緒に町の工務店を歩いたのです。それが、学校の掲示板に張り出された求人広告だけでしか物事を見ていないというのはやはり大きい話で、そのようなところの大工さんは本当に身を切って若い子を育てようとしているのですけれども、先ほど言ったみたいに、最低賃金を払いなさい、雇用保険、社会保障を全てつけていると、やはり1人300万ぐらいかかるのですね。それで3年ぐらいでやめると900万ぐらいのお金をほかしているような話なのです。これはとんでもない投資なのです。

そういうことで、すごく弟子を持つのを怖がって、弟子を雇えなかったり弟子によって経営が成り立たなくなってきた工務店も全国中で多々あります。そういう話をいっぱい聞いていますし、私もそれで今すごく苦勞しています。

○青木専門委員 ありがとうございます。

○鈴木教授 大学の建築教育の中で住宅だとかを教える講座・講義等はあるのですけれども、木造建築物という観点で、しかも構造的なところを教えるのは余りないのですね。少し構法あるいは材料教えるというような形で、だから、木造建築物の全体的な教え方というのはなかなかやれていない。

ただし、設計演習がございまして、その中で住宅の課題とかいうものはあるのですけれども、特に伝統構法に限らないので、どちらかという現代的な建て方をイメージした設計を学ぶという観点ですね。

○青木専門委員 ありがとうございます。

○飯田座長 では、続いて、本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 御説明ありがとうございました。非常に問題点を的確に指摘されて、頭の整理ができたところであります。

今日の話は、いわばつくる側からの話ということで、いろいろ御苦労なされているということも含めて理解できたわけですが、なぜ伝統的な建造物あるいは住宅が減っていったのか、あるいは認知されなくなっていったのかという、そのあたりをどう考えたらいいのかなとちょっと疑問に思っているところです。要するに、値段が高いということなのか、あるいは我々の生活スタイルが変わって、住宅に対する需要が変わっていったのか。供給側からの問題の指摘だけでなく、需要側がどうして求めなくなったのかというところの議論が必要なかなと思っています。個人的には、どんどんこのよさをアピールして、認識が足りないということであれば、どんどんその宣伝、よさというものを知らしめることが大事だと思うのですけれども、そのあたり、伝統的な構法を使った住宅が減っていった背景についてどうお考えか、お聞かせください。

○宮内様 一番は、田中角栄の時代の日本列島改造論までさかのぼると思うのですけれども、皆に住宅をとということで、安く住宅をたくさん供給しましょうということでたくさん建てられてきたのですけれども、その中で、昔、家を建てるというのは人生の中でも一大事業だったのです。そういう事業が本当に誰でも気軽に建てられるようになってきた。それは日本の経済からいうといいことなのだと思うのですけれども、そういった建物がふえていくことによって、誰もが家に対する付加価値というか、重みを余り感じなくなっているというのが現状ありまして、ハウスメーカーの宣伝効力も多分あったと思うのですけれども、家は買うものだ。建てるものではなくて買うものだという意識がどんどん近年変わってきたところは大きい要因があると思うのです。

その中で、そこで子育てとか、子供に財産としてこれを残してあげたいと真剣に家づくりを考えている一部の若い世代が最近少しふえてきまして、家を建てるならやはり伝統構法で、石場建てのこういう家を建てたいという需要が結構うちのほうにもお話がありまして、そういうことで最近よく建てさせてもらう機会がふえてきたのです。そういう意味では、本当に我々町場の大工側の宣伝不足というのもしっかりあると思います。

○鈴木教授 少しだけ補足説明させていただきますと、第二次世界大戦のときに空襲で都市が燃やされた。その主な原因が木造住宅だということで、木造は燃えますよということで、それで国等もRCだとか鉄骨だとか燃えないものを推薦してきている。日本建築学会も、それを受けて木造禁止令のようなものを出したことがあるのです。それはちょっとおかしいということで、数年前の建築学会の大会でそれは撤廃されましたけれども、そうい

うことで何となく木造建築物は火災に弱いと言うイメージから少し数も減ってきているの
だろうと思うのです。

しかし、現在でも60万棟、70万棟という戸建ての木造住宅が建てられているのです。そ
の中で伝統構法がだんだん少なくなってきたというのは、住まい方だとかいろいろなこと
もあるのですが、宮内棟梁も言っていましたけれども、伝統構法の住宅を建てる民間の施
工会社といえますか、大工さんたちが自分たちはこんなものをつくりますよというPRをほ
とんどしない世界なのです。ハウスメーカーはどちらかというとPR活動しているのと、個
人の方が自分の家を設計しよう、建てようと思い展示場などに行きますと、それもほとん
どハウスメーカーのものなのです。唯一、伝統構法は、京都市の駅のすぐ近くに京町家
の展示場をつくっていただきました。ということで、しっかりPRもできていないし、消費
者のほうにも届いていないというのが現状かと思います。

○飯田座長 では、白井専門委員、お願いします。

○白井専門委員 構法と技能について、そして林業の面からお聞きしたいです。国交省の
事業で長らく実験をされてきたと思います。通常、建築の構造は何らかの形でモデル化し
て検証します。全て計算で明らかにするのは、難しい面もありますので、実物大の建物を
作り、実際の地震波を入力して、その構造の安全性を検証されてこられたと思います。石
場建て、継手、仕口でできた軸組を基本とする伝統構法、これを我々の税金を使って実物
大をつくり、耐震実験したわけです。

税金もさることながら、先生も、委員長が交代させられるという事態の後を、引き受け
られて、ご尽力され、多くの実務家も半ばボランティアで総動員されました。しかし一体、
この国交省事業の結果が、本来の事業目的であった法制度に反映されていると思われま
すでしょうか

○鈴木教授 まさしくそれが私にとっても非常に大問題といえますか、悔しいところなの
です。私がこの検討委員会の委員長を引き受けたときには、将来的に建築基準法に組み入
れていただけるというようなことで伝統構法のための設計法をつくるというお話だったの
です。ところが、国交省もだんだん代替わりして行って、当初の方がみんないなくなりま
して、だから、設計法をつくったころには当初の雰囲気も変わってきていたのかなと思
います。

それで議員の方々も国会等でいろいろな質問をされたりして、先ほどの国交省の取り組
みということで、眞鍋審議官からもお話がありましたように伝統構法を現行の壁量計算、
在来工法で使っているものに合わせるような形で、土塗りの小壁等を組み入れられるとい
うものなのです。だから、壁倍率で評価するだけなので、私どもから見ますと、耐力だけ
ではなくて変形性能も加味するような設計法をつくっていただきたい。これがいわゆる仕
様規定型ではなくて性能規定型の設計法。国交省もそういう方向で建築基準法を見直して、
そのような形でやられたはずなのですけれども、そこに組み入れていただけなかったとい
うのは、少し残念なところですね。

○白井専門委員 では、実物大で耐震実験をして、予測していなかった何か大きな問題が見つかったわけでもなく、当初の目的どおりの実験結果がほぼ得られたにもかかわらず、結局、最終的にはツーバイフォーの延長のような壁量計算の中で処理をされてしまったという現状なのでしょうか。

○鈴木教授 そうなのです。それで西日本から九州にかけて、伝統構法で一番望んでいるのは石場建てなのです。それは床下のシロアリを防ぐとか、そういう意味で耐久性が非常にいいものなのです。ところが、その石場建てというのは、普通に考えると地震が来ると礎石の上で柱が移動します。そうすると、そんな恐ろしいということになるのですね。では、これはしっかり実物大の振動台の建物をつくって、石場建てが滑っているところを見ていただこうと。普通に起こる小さな地震、小中地震に関しては、柱脚の滑りはないのです。極めてまれに発生する地震、大地震に関して少し動くか、あるいは動かないですよと。阪神・淡路大震災みたいな地震を入力しますと、かなり大きく動きます。ところが、動くことによって免震効果が生まれまして、上部の建物が余り揺れなくなるということなのです。そういう効果もあって、石場建ては大丈夫ですよ。

次に、どれだけ動くのか、これをちゃんと計算できるようになればいいですよ。先ほど大きく動くと言いましたが、振動台実験とか解析等で移動量をはかりますと、最大で20センチなのです。現実に阪神・淡路大震災以降の巨大な地震が各地で起こっています。そこで石場建ての建物がどれぐらい動いたのかとか、これも調査しています。それも5センチとか10センチというところがほとんどなのです。

ということで、石場建ては私どもから見ても、実験的にも、解析的にも、どちらかといったら安全側に設計できるものだと確信しているのですけれども、やはり今まで建築基準法の観点から見ると、足元が動くようなものはなかなか取り入れていただけないということで、先ほどの資料の中で、鋼製だぼを入れて、水平移動はやめて、上下移動は許すというものまでは入ったのですけれども、残念ながら水平移動を拘束しないやり方というのがまだ実現できていないのかなと思います。

○白井専門委員 現在の建築基準法は、壁量計算など、一般的な戸建は、剛というか、かたく作るという方向性にあると思います。一方、伝統構法はその方向性とは、構造に対する考え方がまったく異なります。例えば、伝統構法は曲げとか、めり込みとか、変形性能も踏まえた構造だと思っています。この構造が法制度上、うまくおさまっていない。これを、剛に作る構造の方向性と一緒くたに一つにおさめてしまうこと自体に無理も生じてくるのではないのでしょうか。

また、2009年10月にE-ディフェンスで木造3階建ての耐震実験をしています。そのときに建築基準法の耐震基準の1.44倍の強度を持つ耐震等級2というものの、これは長期優良住宅の基準を満たす住宅なのですが、震度6で倒壊しました。本来、倒壊しないはずの建物です。この実験を見ても、現在の、かたく作っていくという構造の方向性に制度上、そして構法上も、地震の多い日本において、ある限界を見たような気がします。このような

観点からも、もっと構造的なものなり、造作もそうですけれども、日本的な、日本が本来持っていた建築物に対する考えを現代の構造や設いにも取り入れたほうが、逆にいいのではないかと思うのです。しかし、構造に関しては、その道も今は閉ざされています。

グローバルとは自分の文化を世界に打って出ることでもあります。そういう観点から見ても、歴史と文化を持つ日本の建築構法ですね、石場建て、軸組を基本とする我が国の伝統構法が法制度上、どこにも明記されておらず、逆に、ツーバイフォーやプレハブには、法制度上でも明確な立場が与えられている、日本の伝統構法が、それらのカタカナ工法と平等にも扱われていない。これ自体、おかしくないでしょうか。

あと、大工、技能士、宮内さんがおっしゃったように、その伝統技能、職能についても言うに及びません。これも建築関連の法制度には明記がありません。グローバルなセンスが欠落しているのではないかと私は思います。

林業の観点からいうと、今、林業はA材が売れなくなっています。価格が下がっていて、もっと付加価格の高いものを売らないと、このまま、補助金に依存した、安い木材の叩き売りを続けていけば、山林と林業は疲弊します。人工林の9割はスギ・ヒノキ・マツ類ですので、本来、建築用材に使われることが目的でした。現在の在来木造、現在一般的な木造のほとんどには、宮内さんもおっしゃったように外国の木材が使われています。伝統木造は国産材を求めており、伝統木造で、棟梁達を使う国産材は、集成材やCLTよりも素材の価格もかなり高いです。あと、天然乾燥した木材を必要とされるので、二酸化炭素排出量やエネルギー消費量も非常に低く抑えられ、そもそも長寿命をモットーとしており、伝統木造自体がスーパーエコロジー住宅なのです。

伝統木造が必要としている木材の生産、供給、その流通を阻害している規制を見直していくと、山林に適正な価格を還す木材流通、ロットが流れ出すようになると思います。木をよく見ないまま、丸ごとバイオマスにするのではなくて、いいものをとってから、木材を遍く使うという意味で、バイオマス等も推奨するべきだと思います。いかに持続的で、主体的な地域社会、また雇用を生み出す、一つ、一つは小さいけれど、地域社会そのものを、ソフト面でも支えている、地域に自然発生的に育ってきた産業を少しずつでも成長させていくという意味でも、伝統木造とそれに関わる、製材・加工、林業は重要だと思います。スケールメリットを求める業態と共存する社会制度の設計があるはずです。伝統木造で求められるような国産材をいかに流通させ、供給していくか。山林に適正な価格を還す木材は、人にも町にも良いわけで、流通し出せば、伝統木造以外にも使えまし、BもCも一緒に出てくるはずですよ。このような木本来の価値を買われる木材の生産と流通、供給を阻害する要因になっているものを見直すということも非常に大事なことではないかと思いますが、どう思われますか。

○鈴木教授 では、先に私のほうからお答えさせていただきます。

最初に構造的なお話がありましたけれども、今、木造の耐震性能とか構造的な性能、これは構法によって大きく違うので、それで私どもの観点から、先ほども言いましたように、

耐力だけではなくて変形性能。これは2次元の世界になりますので、むしろ耐力だけとかという1次元の世界のほうが非常に明快でわかりやすい。ということで、この変形性能を入れたような設計のやり方は少し難しいのかなと思います。

今、壁倍率は建築基準法で最大5までなのですが、どちらかというと耐力勝負という形になりますと、壁倍率5ではなくて7、8、あるいは10ぐらいの壁倍率のものを認めてもらいたいというような方向に行っているわけです。私どもが伝統構法のよさということで大きな変形性能、こちらのほうはなかなか見えていないところがあるかと思うのです。

それから、木材なのですが、伝統構法は木材を、しかも大径木のをたくさん使います。実は、木材の乾燥方法が大きく問題になるのです。先ほど言われたように、天然乾燥か人工乾燥かと。しかし、今、流通の観点から考えますと、天然乾燥なんかは時間がかかって、高温の人工乾燥にすると非常に速く乾燥ができるということで、こちらのほうが主流になってきているのです。ところが、高温乾燥でやりますと、外側は割れないのですが、内部割れを起こすのです。そうすると、これは伝統構法には使えないというか、伝統構法は内部をほぞで木組みをするのに、内部のところで割れてしまいますと構造的な性能を発揮しなくなるということで、私どもは天然乾燥のほうを、時間はかかりますけれども、それを一生懸命進めています。

実は、私どもが木造にかかわり始めたのは阪神・淡路大震災なのですが、そのころには天然乾燥をやっていたような製材所は少なかったのですが、最近は少しふえてきているのです。ところが、そういうふうにはふえてきているのだけれども、ここで伝統構法が少なくなってしまうと、せつかくの取り組みもだめになっていくのかと思います。

○宮内様 伝統構法、特にこういう木にこだわってやっている大工さんは全国に多数おられるのですが、そのほとんどがやはり天然乾燥でないとあかんと言うのです。

先ほど先生が代表して委員をやっておられました伝統構法の設計法委員会で、私は材料タスクチームのほうに所属させていただいて、そこで天然乾燥材の全国の調査をしたのです。全国を回って見てみると、天然乾燥にこだわって材料を供給している材木屋さんがごくわずかに残っているのです。そういう方たちの支援もあって、今まだ伝統構法というのはつながっているのですが、そういう意味で、この委員会の成果としてJAS、農林水産規格の乾燥材の天然乾燥の部分をつくっていただいて、天然乾燥で伝統構法を建てやすくするように、一つ成果として上げさせていただいています。

あと、やはり4号建築物で建てられている不動産会社の建て売り住宅とか、ハウスメーカーのそういう建物がかかなり、今の日本の建物は平均28年で解体されてごみになっているのです。我々がつくっている伝統構法の家は、以前、私がさせていただいて、引き出し実験を鈴木先生とさせていただいたお宅なんて築170年なのです。よくよく調べると、170年前にその家を建てる前から既に別のところで200年建っていたのです。300年、CO₂をちゃん

と保っていてくれていた。そういう家はまだ日本にいっぱいあるのです。それを直す技術とつくっていく技術というのが今、失われようとしていますので、そこを本当に皆さんのお力をいただいて、何とかしていかなければいけない部分だなと思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、吉田委員。

○吉田委員 本当にすごい問題を抱えているのだなと思って、難しいことばかりで、気がつかなければいけないことばかりなのですけれども、今日このお話を聞いて実際に本当にいろいろな改革が行われるまでに一体何十年かかるのだろうという気がしたぐらい途方もないものだと思っています。人材育成の問題から、皆さんの最低賃金の問題から、労基法にかかわるような問題から、技術の問題から、環境問題から、全てではないですか。とりあえず今日は気づきましたということで、私も気が短い経営者なものですから、何から始めれば次の日、生きられるのか、というのだけ聞きたいと思っています。1つ例として、私はIT業界にいますが、同じようなことが、この20年で起きたなと思っていました。シリコンバレー発で新アプリケーション、AI、IoT、クラウドといった新たな潮流が出てきたときに、ネットワークエンジニアというものはものすごく軽視され、あつという間にネットワークエンジニアがグローバルの業界から消えていったわけです。

そして、デジタルの世界で全てがネットワークの上でオペレーションがされているというのに、はたと気づいた20年後に、みんながやはりネットワークが大事だねと言い出した。ネットワーク技術が進化しないと、これからのIoT、AIの世界は成長しないということが認識されたので、また慌ててネットワークエンジニアを育成するようになりました。その時はIT業界が成長していて、また技術の融合が起きて環境も変化し、その中でみんなの認識も変わり、もう一度立て直していこうという動きがあつて、重要視されていきました。

そこまで行っていないのですね。木材業界はまだそこまで行っていませんが、ちょうど問題提起が始まっているという段階のような印象を受けています。でも、そうはいつでも木材に関連する様々の問題があり、ここ10年ぐらいで道筋をつけないと、“勝負”が決まってしまうとところに位置している。その中で、今日はまず何に一つだけ取りかかったらいいか、その点をお聞きしたい気がします。いかがでしょうか。

○鈴木教授 私のほうからは、最初に申し上げました、建築基準法で限界耐力計算での構造計算適合性判定を小規模な4号建築物相当のものに対しては適用除外していただけるように、まずそれだけでもお願いしたいと思います。

○飯田座長 鈴木先生の資料で言うと5ページに当たるということですね。

○鈴木教授 そうです。

○飯田座長 緊急措置と、それに対する長期的な措置、これが最重要の課題という理解でよろしいでしょうか。

○鈴木教授 2つ目のものは少し時間がかかるので、まずは緊急措置、これだけすぐにやっていたられば伝統構法は少し息を吹き返しますので、その後には抜本的なことをやって

いただければと思います。よろしく申し上げます。

○飯田座長 宮内様からはいかがでしょう。

○宮内様 全て取り組んでいただきたい最優先事項なのですけれども、私が一番お願いしたいのは、資格だけ取って、1級建築士、2級建築士という肩書を取っている人たちが余りにも粗悪なものを平気で建てていっているということで、木造建築士の格上げですね。実際に木造建築士を取らないと木造をやってはだめだというぐらいの規制をやっていかないと、本当にスクラップ・アンド・ビルドの、それも外材が日本でごみになるわけですから、ごみ問題も日本では大変な問題でもあり、全て、ここが大きい問題なのかなと。

ということで、設計士の資格も木造建築士だけが木造建築士とあるのですね。コンクリート建築士というものもないです。ですから、木造に携わっていただくためには本当にちゃんと勉強しろと。大事なものは人の命と財産を守るのが我々建築に携わっている者の使命なのだから、そこを本当に考えてやっていただきたいと思います。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、時間が参りましたので、議題1につきましては、以上といたします。

鈴木先生、宮内様、本日はありがとうございました。

(鈴木教授、宮内様 退室)

(農林水産省、藤田専門委員 入室)

○飯田座長 続きまして、議題2として「新たな森林管理システムに関する法案の検討状況について」、農林水産省より御説明いただきます。

農林ワーキング・グループにおいては、昨年11月に「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のための提言」を取りまとめ、その後、この提言を盛り込んだ規制改革推進会議第二次答申が決定されました。提言については、12月に農林水産省・地域の活力創造本部において「農林水産省・地域の活力創造プラン」に盛り込まれ、さらには政府において策定された「新しい経済政策パッケージ」に反映されており、政府の方針として具体化、実現されることとなっております。これに関連しまして、本国会に提出を予定している法律案の骨子について、農林水産省からお話を伺います。それでは、よろしく御説明いたします。

○牧元次長 林野庁次長の牧元でございます。

委員の先生方には、昨年以來、林業の成長産業化について御議論をいただきまして、ありがとうございます。今、御紹介がございました新たな森林管理システムにつきまして、それを実現するための法案がこの森林経営管理法案ということでまとまりましたので、御説明をさせていただきます。基本的な考え方は、1枚目の下の絵にございますように、昨年以來、御説明をしている内容でございますけれども、非常に小規模零細な森林所有者から、極力、森林を市町村が集約化いたしまして、市町村が林業経営に適した森林につきましては、意欲と能力のある林業経営者ということで素材生産業者などにお任せしていく。そういった林業経営になかなか適さないような、自然的条件に照らしてなかなか難しいよ

うな森林につきましては、市町村による間伐等の実施を行っていくという大きな流れでございます。

以下、具体的な法案につきましては、次の骨子の紙で御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、2ページ目、法案の骨子でございます。まず「趣旨」でございますけれども、1行目の後ろのところでございます。市町村が、森林所有者から経営管理を行うための権利を取得し、みずから経営管理を行い、または当該権利に基づき林業経営を行うための権利を民間事業者に設定する仕組みを設けるとというのが基本でございます。あわせて共有者の一部を確知できない森林等について当該権利の設定を円滑化する等の措置、いわゆる所有者不明の森林も集約化できるような措置もあわせて講ずることとございます。

「法案の概要」でございますけれども、まず「1 定義」といたしまして、経営管理という概念がキーの概念として出てまいりますけれども、これは自然的経済的社会的諸条件に応じて適切な経営または管理を持続的に言うということとございます。そして、具体的に経営管理権を所有者の皆さんから集めるわけとございますけれども、②の1行目の後ろのところとございますが、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育ということで、また、木材の販売による収益を収受するために必要な経費を控除して利益を所有者に支払うということとございます。このポイントは、立木の伐採まで行えるということとございます。通常、農地であれば賃借権ということで設定されますけれども、森林の場合は土地に価値があるのではなくて、木のほうに価値があるものですから、通常の賃借権では木を切る権利までは移らないわけとございますけれども、これはまさに木を切って販売するという、そこまで含めて、その後の再造林というところもセットの経営管理をやるための権利ということで設定をさせていただいております。

経営管理実施権は、市町村からこういった経営者に渡すための権利、中身については管理権と基本的には一緒でございます。

「2 責務」でございますけれども、森林所有者につきましては、適時に伐採、造林、保育を実施することにより、経営管理を行わなければならないという責務を付けさせていただきます。これは後から出てまいります所有者不明の問題に対応するために、こういう所有者にも一応責務を付けさせていただくということとございます。

「3 市町村への経営管理権の集積」をするわけとございますけれども、この集積に当たりましては、経営管理権集積計画というものを定めまして、この計画を公告することによって一挙に当該権利が移るという契約の束みたいな計画をつくることで集積を行うことを想定しております。

「4 経営管理権集積計画の作成手続の特例」でございます。ここは先ほども少し申し上げましたように、特に森林の場合は所有者不明問題というのが大変大きい問題でございますので、それに対応するために幾つか特例をつくらせていただくということとございます。次のページをおめくりいただきまして、イ、ロ、ハと3通りに分かれておりますけれ

ども、例えば共有者の一部が不明な場合、これは入り会いの山とかで集落の共有林が大変多いわけでございます。そういったところで共有者の一部がわからなくても、残りの共有者の同意があれば市町村が公告をして6カ月間、特に異議がなければ集約化できてしまうというような手続でございます。

ロでございますけれども、不同意の場合。これを想定しておりますのは、森林所有者が自分はやるよと言っているにもかかわらず、実際は全然やっていないというような場合でございます。こういう場合にも知事の裁定とかを挟んで市町村に集約化できる仕組み。

ハでございますけれども、そもそも所有者が全然わからないような場合です。これも探索をして、その結果やはりわからないというような場合には、同様に知事の裁定等の手続を経て集約化できる、こういった仕組みができないかと。

ただし、③でございますように、期限がないというわけにもいかないだろうということで、こういう場合には存続期間は50年を限度。自発的に申し出をする場合には特に期限の上限の定めはないわけでございますけれども、こういった形でかなり公的な手続を経て集める場合には、一応50年を限度ということで規定しております。

「5 市町村による森林の経営管理」ということで、市町村は、こういった集めた森林については経営管理をしっかりやりましょうということでございます。

「6 民間事業者への経営管理実施権の配分」は、集めるときと同様に実施権の配分計画というものを定めまして、これを公告することによって権利が設定されるというような仕組みでございます。

「7 都道府県による市町村の事務の代行執行」でございますけれども、この法律の実施に当たって市町村が本当に事務をやり切れるのかというのはかなり御懸念としてございましたので、都道府県がこういった市町村の事務の全部、一部を代行できるというような規定も置いているところでございます。

「8 林業経営者に対する支援措置」ということで、例えば(1)で国有林もいろいろと伐採とかの事業を発注するようなときには林業経営者に委託するように配慮しなさいとか、あるいは、信用基金もしっかり助言ができるようにするとか、改善資金の償還期間についても特例を設けるとか、こういったような支援措置もあわせて講ずることにしております。

「9 災害等防止措置命令」でございますけれども、市町村は、伐採・保育が全然実施されていないと、要は間伐されていないで荒れ放題の山という場合に、周辺環境を著しく悪化させるようなときには必要な措置を講ずることを命ずるようにするということで、これは既存の森林法に要間伐森林制度というものがございまして、手続が非常に大変だということもございまして、こういう形で規定をし直して森林法から移してくるといような中身でございます。

以上のような制度につきまして、平成31年4月1日施行で法律をつくろうということで、今月中に何とか閣議決定ができないかということで、今、与党のプロセスも進めさせてい

ただいているところでございます。

林野庁からは以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの林野庁からの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。お時間も限られておりますので、質問に当たる部分がありましたら、感想ではなく質問からお願いします。どうぞ。

○吉田委員 これは民間事業者の公募についてですが、日本にとって初めての試みということですね。その中で、例えば、これには海外からも公募するという計画は入っているのですか。たとえば北欧なら相当な経験のあるランバー事業者の方もおられますが、そこまで広げて公募するプランでしょうか。それとも、あくまでも日本の中に閉じた形で実施されるお考えですか。

○牧元次長 外国の事業者を排除するという事は考えておりませんので、外国の事業者はもちろん応募はできるかと思えますけれども、基本的に想定をしておりますのは、国内で実際に活動しております素材生産業者とか森林組合で意欲と能力のある方ということ想定しているところでございます。と申しますのも、実際に山を請け負って仕事をするということになりますと、まず、今、国内でお仕事をされていない業者の方がいきなり山奥に行って作業するというのは多分現実的には大変難しいかと思えます。ただ、そういった業者を排除するという趣旨ではないということでございます。

○吉田委員 ただ、技術協定とか、恐らくそういったことはあり得るということですね。

○牧元次長 そうですね。そういった外国企業のいろいろな、例えばすぐれた林業技術の知見を活用してお仕事をするような事業体とか、そういうことは当然想定されるところでございます。

○吉田委員 ありがとうございます。

○飯田座長 では、白井専門委員。

○白井専門委員 この経営管理権に対してどのような責任を付されているのでしょうか。50年という期限のようなのですが、全部切って、見えるところは植林をして、50年たって、そのまま戻されたりとか、そういう事態になった場合には、誰が責任を問われるのでしょうか。切って、売って、森林の公益的機能も下がったままの状態、例えば土砂崩れが起こったり、また本来であればもう少し育てて、例えば120年の木に育てて売れるような山を、その場、その時の補助金を得るために切ってしまい、50年たったらお返しするというようなことは発生しないのでしょうか。

○渡邊林政部長 林政部長でございます。

まず、今のお話ですが、先ほど牧元から申し上げたように、まず、森林を持っている人に今回、責務を設定してございまして、適時に伐採、造林、保育を実施することにより経営管理、すなわち自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うという責務をかけております。その責務を御自分でやることができる人はちゃんとやって

もらう。ちゃんとやっていなくて、実際に森が荒れているようなところにつきましては、市町村がまずそういう人たちに意向調査をして、御自分で管理をされるのか、市町村に預けるのかというのを聞きます。預けていただくと、その所有者は、この経営管理権というのは森林所有者の委託を受けて市町村が森林所有者のかわりに立木の伐採ですとか販売、造林、保育をやるということになるので、所有者の責務は果たされたことになって、今度は市町村が責任を負うということになります。

さらに、経営的に林業として回る森林については、その権利を今度は実施権ということで民間事業者の方に設定することになりますので、設定された民間事業者が森林所有者がもともと持っている責務をこなさなければならない。こういう仕組みになっておりまして、逆に、設定をされたのに、先ほどお話があったように造林をやらないとか、そういうことになりますと即座に市町村が取り消しをすることができる。そういう規定になっておりまして、権利を持っている者が、森林所有者が本来果たすべき責務を果たす役割を担うという構成にしているということでございます。

○白井専門委員 木材を売った場合には、誰にその利益が配分されるのですか。

○渡邊林政部長 まず、今回考えておりますのは、経営管理権ないしは実施権の定義にも出てきますけれども、木材を切って売ります。売った収入について、その収入を使って再造林をしてもらうというのをメインに考えておりますので、木を切ったときの伐採経費と造林経費を実施権で言いますと切った人にお渡しして、その上でまだ利益が残っていれば森林所有者に返す。そういう仕組みにしているということでございます。

○白井専門委員 この場合、切った人というのは所有者なのですか。経営管理権を持っている人ですか。それとも市町村。

○渡邊林政部長 正確に言いますと、管理権は所有者から市町村に設定をするものなので、林業として回るところは市町村がみずから切りませんので、さらに実施権を設定して民間事業者が切ることになります。その民間事業者が切って、所有者にかわって売るところまでやってしまっただけで、そのうち自分が切るのにかかった経費と造林経費は民間事業者が先取りをして、残ったものを森林所有者に引き渡す。そういう契約というか、そういう形になるということでございます。

○白井専門委員 これまでの経緯を考えて2つ心配しています。例えば、九州等では、本来であれば造林しなければならないだろう山が切りっ放しで、植林されずに放置されているのが目に付くようになっていきます。もう一つは、また補助金をつけられると思いますけれども、切りやすくなり、切れば補助金がもらえるのであれば、たたき売りに拍車がかかる可能性もあります。本来手を入れたい所ではなく、切れる所から、補助金をもらうために、どんどん切り出された場合に、現在でも造林すべきところがはげ山になっていたり、材価が下がっていたりしているのです、この状態が悪化する可能性も考えられます。責任を果たさないから、権利を取り消したところで、切られてしまったらおしまいですね。

○渡邊林政部長 今、御指摘のあったような事例は残念ながら現場で多々見られる事態に

なっております。それは恐らく、森林所有者は今、森林の管理に残念ながら関心を持たない人たちが多くなっているのです、そういう人たちを探してきて、木だけを切って、あとはもうお金がかかるから造林したくないという人たちが、そういう関心のない所有者に直に申し入れをしてやった場合にきっとそういうことになっているだろうということなので、今回、関心のない人は市町村に預ければ、市町村がちゃんと再造林できる人にだけ実施権を設定するというようになってきますので、悪徳業者と言うと言い過ぎなのかもしれませんが、再造林をなかなかやっていただけないような人には、市町村を介してそういう人をブロックする効果があるものと思っております。

○飯田座長 では、金丸議長代理。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

今、白井専門委員は悪いストーリーの話もあったのですけれども、これをいいストーリーで考えたときの考え方なのですが、今回、経営管理権あるいは経営管理という責務が所有者に対して新たに設定をされて、その責務を自分が果たせないと自分でまず判断をしなければいけないわけですね。それで市町村に委託をする。だけれども、そのことをどれだけ起きやすくするかというのが今回すごく重要だと思うのです。

私は、先ほどお話に出た九州の実家の近くに先祖から代々受け継がれたと思われる森林を持っていて、先ほど渡邊部長がおっしゃった関心のない所有者のまさしく一人だと思っておりますが、でも、税金は多少払っているのです、私が所有者であるということは、田舎の市役所は多分わかると思うのです。そうすると、一番最初のキックが、私が、離れている鹿児島市の市役所に連絡するのを受け身で待っている限り、そんな所有者はあらわれないのではないかと思うので、そのあたりをどうお考えなのか。これは実際に法律ではなく運用だと思いますが、それが1つです。

それと、実施権があって、それをさらに民間業者に委託されて、そこで販売の収益が出たときに、その民間の事業者が取りたいと思う利益と、所有者に配分するという利益の割合は誰がどういうふうに決めるのか。要するに、粗利として発生するので、例えばコンビニエンスストアのような例だと、最初から粗利の45%は本部が取って、55%はオーナーが取るよというようなルールが決まっているのですけれども、そこについての割合は事業者任せになるのか、あるいはあらかじめ、どこでどんなふうに決まるのか、お教えいただけますでしょうか。要するに、インセンティブがどんなメカニズムで働くのかということです。

○渡邊林政部長 まず、金丸先生からお話のあった受け身ではないかというのは、まさにそのとおりだと思ひまして、今、関心のない人は自分から切ってもらおうという申し出をしないのでこういう状態になっているわけですけれども、今回、市町村は自分で、自分の市町村の森林がどのぐらい荒れているかというのは、今度、林地台帳ができますので、履歴が把握できるのです。例えば、この地域は30年間伐していないなというのがわかり、その森林所有者に意向調査をするということなので、そこで全く受け身で待っている人の

ところに市町村がやってきて、どちらにするのですかと。自分で管理をするのか、預けるのかという選択を迫られることになると思うので、それで出す人は出てくると思っております。

2点目につきましては、民間の林業経営者が取る伐採の経費としては、先ほど申し上げたように、伐採するときの伐採経費と造林経費がございます。まず、造林経費のほうは、補助金や何かで出しておりますので大体の単価の歩合が決まっておりますので、そういうものを参考に市町村が民間事業者との間で、このぐらいでやるよということで計画をつくってもらおうということだと思います。

伐採経費については山によって事情がいろいろ違うと思うので、これも民間事業者との間で相談をしていただくわけですが、その中には民間事業者がもともと取るべき利益というのがありまして、これは大体10%程度というのが、全国で言うとそういうことなので、地域によって上下はあるかもしれませんが、そういうものが利益としてオンされるのは通常の形態ですので、その地域の実態に応じて市町村と事業者との間で取り決めをしてもらうことを想定しております。

○飯田座長 では、本間専門委員お願いします。

○本間専門委員 ちょっと関連すると思うのですが、3ページ目の9番です。周辺環境を著しく悪化させる事態等の防止のために所有者に対して必要な措置を命ずることができるかとあります、そこで環境を著しく悪化させるという判断は何を基準とするのか。そのあたりのガイドラインをつくるのか、どういう基準で環境悪化を判断するのか。もし今の段階で何かあればお願いします。

○箕輪企画課首席森林計画官 首席森林計画官の箕輪でございます。

ここで想定している環境の悪化というのは、端的に言うと土砂災害とか水害のまさにそういう災害が起きるような状況になっているときには、もう命令をかけてすぐにやっていただくというような措置でございます。

具体的にどういう状態になったかという、山の状況として、全く間伐が行われていなくて、山の中に光が入らず土砂が徐々に流れていくような状況というのは実際に現場で起こり得るのです。そういう現場実態を見ながら判断していくことになろうかと思えます。

○渡邊林政部長 ちょっと補足をいたしますと、先ほど次長のほうから申し上げましたけれども、現在、森林法の中に要間伐森林制度というものがございます。それを移してくる関係で、今の要間伐森林制度は最後は木を所有者に切れと言うのですが、切らないときに裁定までいって、最後は誰か切れる人に切ってもらうという制度なのですが、どういときに切れと命令できるかという条件が4つありまして、これは公益4条件と書いて、土砂の流出だとか崩壊のおそれがあるとか、水害の防止機能に依拠する地域において水害を発生させる可能性があるとか、水源の涵養機能に依拠する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすということと、周辺の地域において環境を著しく悪化させる。こういう公共4要件が今の制度にありまして、それをそっくりそのまま持ってこようと思っ

いますので、この4つの場合について災害等防止命令が直接出せるという制度にしようと思っております。

○飯田座長 それでは、時間が参りましたが、どうしてもという方、ごく短いものでしたら。

○白井専門委員 林野庁のお仕事のメインは、現場ができないことだと思います内に向かって、林業をこうやりなさいという内向きではなく、外に向かって、外部との調整や交渉が本来期待されていることだと思うのです。先ほど先生方もおっしゃっていますけれども、インセンティブ、林業の現場が自分で考え、舵を切っていける仕組みを考えてはどうでしょうか。林業の出口である需要量と価格が、適正なものに安定していけば、回り出すと思います。切って植えたら必ず儲かることが分かれば、徐々に回り出すと思います。そういう林業外との仕組みを考えることも大事ではないでしょうか。結局、今回も林業をどうしなさいという指図になってしまう面もあると思います。林業の規模も自伐林家であったり、それぞれの地域で短伐期や長伐期で競争力のある素材や製品を出す所もあります。様々な林業があり、そういう違いが競争力であったりもするのです。公が林業の仕方を指図すればするほど、その補助金をもらうために、誰がいくらで買うか分からないものを、切り出し、材価が下がったり、自立的に主体的に、自分で成長していく産業のあるべき姿から外れていく。どんどん林野庁や市町村の業務や負担が大きくなり、制度はややこしくなり、指図した分、つけなければならない、公的資金や補助金も大きくなると思うのです。

外ですね、林業外の産業、他省庁、国外との交渉、調整、現場の人ができない仕事が行政の方には求められていると思います。切って造林したらもうかる、そういうモチベーションを導く仕組みづくり、そういった方向の仕組みを考える方が、産業がみずから主体性、自立性を取り戻せると思うのです。そのような制度設計がまずは求められていると思います。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、青木専門委員、ごく短くお願いします。

○青木専門委員 ありがとうございます。

2点あるのですけれども、1点にします。伐採事業者の経費というようなお話がありましたけれども、先ほど伝統構法の大工さんが1日当たりの日当として2万4,000円は必要だよねというお話をされていたのです。端的に、林野庁としては、ある一定の技術を持った平均的な林業従事者の日当は幾らが適当だと思われませんか。

○飯田座長 では、そこだけ。答えられる範囲で構いませんので。

○牧元次長 まず、白井先生のコメントでございますけれども、切ったらもうかるようにするというのはまさにおっしゃるとおりでございます。その面も含めて、私どもとして、例えば木材の需要拡大とかそういうところを一生懸命やっていきたいと思っております。ただ、川上のところについて、集約化が非常に大きなネックになっておりますので、そこを克服するための今回の制度ということで御理解をいただければと思います。

それから、青木専門委員から御指摘がありました日当でございませけれども、確かに林業の日当というのは現状では大変低い価格になっておりますが、これは少しでも引き上げられるべく、今回の制度改革を通じて頑張っていきたいと思っております。

○飯田座長 よろしいですか。

○吉田委員 3秒だけいいですか。

○飯田座長 では、吉田委員。

○吉田委員 先ほどの外資の話ですが、海外でエスタブリッシュされ、成功しているビジネスのエコシステムを取り入れる工夫は排除しないで欲しい。なぜなら今、日本はこれからです。競争力が強いとは言えないと思います。それをうまく効率よく回すためにも、すでに海外で事業で確立されている経験をうまく取り入れることは大切だと考えます。全くオールジャパンだけでなく、海外の事業も良く見て、必要なものは取り入れていけばいいのではないのでしょうか。ぜひ間口広くしていただけるといいかなと思います。

○牧元次長 すぐれた海外の林業技術の取得等に努めたいと思っております。ありがとうございます。

○吉田委員 お願いします。

○飯田座長 それでは、時間を大幅に超過しておりますので、議題2につきましては、以上といたします。

林野庁の皆様、ありがとうございます。

(農林水産省 退室)

(近鉄グループホールディングス 山本様 入室)

○飯田座長 大変お待たせいたしました。申しわけございません。

続きまして、議題3の「植物工場の立地に関する用途規制についてです。少し議題2が時間超過いたしましたので、10分程度後ろのほうにずれても、ほかの委員の皆様、またはスピーカーの方も御承知いただきましたので、10分程度の延長でおさめられればと思います。

本議題については、ホットライン要望として植物工場の立地に関する用途規制の緩和を求める提案がなされました。国交省からの回答、対策チームでの検討を経まして、当ワーキング・グループでの議論を行うこととされました。本日は事務局から資料に基づき御要望及び国交省回答概要について紹介いただき、その後、近鉄グループホールディングス株式会社事業開発部長の山本寛様より御説明をいただきたいと存じます。

それでは、事務局からお願いします。

○佐脇規制改革推進室参事官 お手元の資料3-1をご覧ください。通例のホットライン要望として上がってくるものにつきまして、会議のホットライン対策チームで審査する際に用いる様式でございます。

要望内容にありますとおり、植物工場が工場とみなされることによりまして、植物工場の立地に望ましい消費地近隣地域に建てられないので、その制限の緩和を求めた要望でござ

ございます。主体は大阪商工会議所として、昨年6月22日に提出されました。

国交省の回答が下にありますが、簡単に申しますと、工場であることを前提に、どういう例外的な措置も含めた制度の当てはめのルールになっているかという解説をする形での回答でございました。ホットライン対策チームで御議論いただきました結果、そもそもの要望の趣旨は、植物工場が工場として扱われること、そのものに関連して法当てはめの適格性について、さらにワーキング・グループで審議すべしという議論でございました。

以上です。

○飯田座長 続きますので、山本様から説明願います。

○山本部長 御紹介いただきました近鉄グループホールディングスの山本と申します。どうぞよろしくお願います。本日はこのような発表の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

御紹介いただきましたように、私は今、事業開発部というところに属しております。約10年前から新規事業の企画立案に従事しております。その一つの成果といたしまして、農業事業の立ち上げをいたしました。全くの異業種から農業に参入したため、農業独特のいろいろな規制を経験いたしました。検討の途中でさまざまな計画変更を余儀なくされたという経験を幾つか持ち合わせております。本日はそのうち植物工場の立地規制に関する経験につきまして、詳しく御説明させていただきます。

本日の流れといたしましては、まず、私どもが経験した内容を御説明いたしまして、その後、規制の根拠となっている法律やその解釈、過去の事例を取り上げました後、実際に私どもの植物工場の現状について解説いたします。そして、最後に、私が個人的に思うところの規制改革の視点について述べさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

お手元の資料の2ページ目をご覧ください。まず、私どものグループの概要を書いてございます。私どものグループは、鉄道を中心とした生活関連サービスを提供している企業集団でございます。植物工場としての事業も消費者の方々に安心・安全な野菜をお届けするという生活サービスとして位置づけております。また、今のところ自社内の社有地を使って行っておりますので、近鉄不動産という会社、不動産会社でもってこの事業をやっているというのが植物工場の位置づけでございます。

3ページ目をご覧ください。この地図は鉄道の路線図を示しております。私どもは紀伊半島のつけ根に当たります部分に鉄道ネットワークを構築いたしております。沿線には大阪、名古屋、京都といった大都市のほか、その周辺には郊外の住宅地もございまして、あと、奈良、伊勢という観光地も抱えております。その他沿線には数多くの農村や漁村もございまして、農業、漁業、林業などの1次産業が非常に盛んでございます。こうした状況のもとで、これからの沿線農業の活性化が私ども鉄道グループにとりましても重要な使命ではないかということとなり、植物工場事業に参入した目的のひとつとなっております。

地図の真ん中の下のところに赤い丸印がございますけれども、こちらが当社グループの農業の現在の拠点であります「近鉄ふぁーむ花吉野」の位置を示しております。住所的には奈良県の大淀町というところにあります。

そのふぁーむの写真が4ページ目でございます。植物工場とハウスの2つの施設から成っております。植物工場は上の写真のとおり、いわゆる完全人工光型、完全閉鎖型と呼ばれる植物工場でございます。

5ページ目をお願いいたします。こちらは施設の概要を書いてございますけれども、事業の開始は平成24年8月で、現在、5年半が経過したところでございます。植物工場の広さは214平米、初めは多品種少量生産型を目指しておりましたけれども、その後、売れ行き等を見まして、フリルレタス中心の生産に移行しました。最近は、ブームの影響もあってパクチーの生産を拡大しております。そういった形でいろいろな作物の栽培に挑戦しているのが我々の植物工場でございます。

6ページ目は、植物工場を立ち上げるに当たりまして、平成22年から23年ごろにかけて経験した立地場所選定の経緯をまとめております。もともと植物工場は採算がとれる規模を私どもは最低200平米と算定いたしまして、あとは物流面とか働き手の確保ということを鑑みまして、最適な場所を探してまいりました。その結果、幾つか候補地をリストアップいたしまして、優先順位の高いところから立地の可否を確認していこうと考え、第一候補地が三重県内であったために三重県に問い合わせましたところ、そちらに書いてございますように、建築基準法上、植物工場は工場として取り扱いますと。この根拠といたしましては、平成22年度、日本建築行政会議部会検討結果報告書に記載されているという回答をいただきました。我々としましては、植物工場は初めての事業でございます。多少、他の工場と同様に取られることに疑問を感じましたけれども、こうした判断が一般的かなと思ひ、また民間の力ではどうすることもできないと判断しまして、行政指導に従ったという次第でございます。

結果的には、限られた用途地域の中でもう一度候補地を絞り直しまして、最終的には、先ほどご覧いただきました吉野郡大淀町の準工業地域という用途地域の中に植物工場をつくったということでございます。

7ページ目をご覧いただければと思います。こちらは用途地域の規制を書いた表でございます。植物工場が該当いたしますのは「危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場」でございます。その制限につきましては大きく3つに分かれていることがおわかりいただけるかと思ひます。また、住居専用地域以外の住居地域や、商業系の地域で工業立地の要件となっておりますのは赤字で示しております。原動機の有無面積であることがおわかりいただけるかと思ひます。

8ページにつきましては、先ほど事務局のほうから御説明がございました国交省からの回答でございますので、こちらは説明を割愛させていただきます。

続きまして、9ページは、さきの三重県の回答にもございました、日本建築行政会議が

編集いたしました「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」から植物工場の部分を抜粋したものでございます。ここでは植物工場は工場であるということと、植物工場の空調設備と灌水設備は原動機であるということが原則論として明記されております。その後には、実態に応じて判断するという例外規定がなお書きに示されているものでございまして、こちらの文書が植物工場の立地に関する判断の基準になったものと考えております。

では、なぜ植物工場は工場であるとなっているのかということにつきまして、その根拠となっておりますのが、10ページにある地方自治体からの照会に対する回答でございます。ちなみに、この照会・回答は昭和14年のものでございます。ここで記されております判断基準が78年後の現在におきましても有効だとしますと、植物工場は工場であるということに疑問を挟む余地はないのかなと考えております。

11ページ以降は、2つ目に指摘をいたしました植物工場の空調設備と灌水設備が原動機であるということにつきまして、調べた結果でございます。まず、11ページでは、私が見たところでございますけれども、建築基準法の中に原動機は何かというような明確な定義はなかったと思われまます。

あと、一般論といたしましては、大辞林とか百科事典から引用しておりますけれども、非常に大きなものが原動機であるというのが一般的な認識ではないかと考えております。

続いて、12、13ページをご覧くださいますと、植物工場の空調設備と灌水設備は原動機であると判断している自治体からの照会に対する回答を2つ引用しております。1つ目につきましては、今から56年前の昭和37年のものでございますけれども、当時の空調機とかポンプが原動機か否かという照会に対する回答でございます。

まず、空調機につきましては、明らかに原動機ではないと書かれてございます。

一方、ポンプにつきましては、ページの下から3行目にあります旧市街地建築物法施行令というのはよくわからないものでございますけれども、文脈からいたしまして、原則は原動機ではないものの、使用態様によって慎重に判断するものというふうに理解できるかと思えます。

13ページは2つ目の回答例として、昭和47年のえのき茸の栽培施設についての判断を掲載しております。こちらの回答で明確になっておりますのは、えのき茸の植物工場は工場であることと、太字で記載しておりますけれども、冷凍機は原動機であること、この2点でございます。

また、照会3の文章は、通常空気調整の設備に使用するものではないと読めまして、それに対する回答も貴見のとおりと記されております。

では、実際に植物工場で使用されています空調設備とか灌水設備がどのようなものであるかを説明したいと思います。

まず、空調設備は14ページをご覧くださいまして、左下の写真のものが、私どもが使っている空調機でございます。通常のオフィスなどで使っている空調機とほぼ同じようなも

のでございまして、これを当社の植物工場では計8台設置して、今でも運用しております。

15ページには灌水設備を記載しております。図面でもわかりますように、現在は3台の循環ポンプを設置しておりますけれども、実際に未使用の棚もございまして、フル稼働では5台のポンプを稼働する予定でございます。

栽培の棚といいますのは多段式になっておりまして、それぞれの棚に緩やかな傾斜がついております。その傾斜に沿いまして、端から養液がゆっくり流れまして、途中で植物がそれを吸収する。吸収されなかった養液はそのまま棚の端まで到達いたしまして、パイプの中を通過して落下して、一番下にあります養液タンクにたまる。そのたまったタンクの養液をまた上まで上げるためにポンプを使っております。

このページ、真ん中の下の写真がポンプでございます。大きさは全長32センチ。その右側に水色のものが写っておりますけれども、これが養液タンクでございます。

以上のことから、私なりにまとめた規制改革のポイントは16ページのとおりでございます。植物工場におけます建築制限の規制緩和のポイントは、植物工場は工場であるか否かという問題だけではなくて、植物工場内の空調設備とか灌水設備が原動機であるかないかということだと思われまして、原動機につきましては、法律的には何も示されておきませんので、所管官庁に要望いたしましても、仕方がないものではないかと思っております。逆に、空調設備とか灌水設備が原動機であると判断されています日本建築行政会議に対して解釈の変更を要望すべきではないかと思っております。

同会議での判断を変えることができたら、法律を変えずとも植物工場の建築制限の規制が緩和されます。といいますのも、同会議の判断が、全国の地方自治体に属します建築主事の判断のよりどころとなっていると伺っているからでございます。

また、日本建築行政会議の判断の参考とされておりますのは、過去の照会事例、これはいずれも40年以上前のものがございます。その後、空調設備とか灌水設備の性能も大きく進歩しております。我々の経験からいたしましても、植物工場で一般的に使用する空調設備、灌水設備は、周囲の環境を害するものではあり得ないというのは明らかであると思っております。

最後に、17ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、植物工場の空調設備、灌水設備が原動機でなくなればどうなるかを示した表でございます。この表からわかるように、植物工場の建築制限がかなり緩和されることがおわかりいただけるかと思っております。

もしかしますと、どこか私のほうで重大な見落としとか法律の解釈などに齟齬があるかもしれないけれども、植物工場立地に関する規制改革の一つの切り口として捉えていただければ非常にうれしく思います。

どうもありがとうございました。

○飯田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの山本様の御説明について、御意見、御質問がございましたら、お

願いたします。まさに17ページにあるとおり、原動機の有無というのが大きな分かれ道になっていて、かつ、この原動機の定義がかなり曖昧である。正直、最初に伺ったときは、原動機というとまさに辞書にあるように発電関連の施設というのがごく一般的な用語かと思うのですが、なぜか用途規制に関してはちょっとそれとは違う原動機の解釈が流通して、適用されてきたということですね。何か御意見ありますでしょうか。

では、藤田専門委員。

○藤田専門委員 この工場の用地ですけれども、これは植物工場なので、例えば農業用地にということ考えたことはなかったのかというのがまず1つ。

○山本部長 もともの私どもの発想は、鉄道の高架下を使いたいなということでまず検討を始めました。鉄道の高架下というのは、駅前には商業施設とかが密集しているのですけれども、駅と駅の間のところはどうしてもなかなか使い勝手がない。この事業だと周囲の環境にもいいですし、騒音もうるさくないし、いいかなと思って考えたのですけれども、立地規制があると。大体、鉄道が走っているところは住居系の地域とか商業系の地域が多くなっていますので、そういった観点から検討に入りましたものですから、農業用地というのは私どもは持っておりませんし、そこの検討はしていなかったというのが実態でございます。

○藤田専門委員 コスト的にそういう面でははっきりわかりませんが、このことに関して言えば、農業用地であればほとんどのことはクリアするわけです。例えば、灌漑施設にして何にしてもオーケーなわけですけれども、ここにつくるからこそこかかるというのもあるかもしれませんね。ただ、これの緩和というのは可能性は十分だと思いますけれども、その用地自体にもともとコストがかかっているのかなという気もしますが、この敷地というのは、生産においてのコスト的な大きな要因にはなっていないのですか。

○山本部長 そうですね。そこはもともと使っていない敷地であり、使えない敷地を使うということですので。逆に、我々としては、この事業をやって思いましたのは、物流費はすごくかかりますね。今、世の中で地産地消とおっしゃっているのは非常によくわかるような気がいたします。この事業をやるまでは、そういったことは何となくわかっていたのですけれども、例えば本当にスーパーの横でこういうものがつくれて、すぐにお客様に出せるとすると、物流費はゼロなのです。

○藤田専門委員 使用できなくても固定資産税は変わらなかったわけですね。

○山本部長 土地としての固定資産税は変わらないと思います。建物をつくりますと、その分の固定資産税は変わってくると思いますけれども。

○藤田専門委員 わかりました。

○飯田座長 ほかにいかがでしょうか。

本間専門委員。

○本間専門委員 アプローチとしては、16ページに書かれたように日本建築行政会議等への要望ということなのですが、国交省からの回答では、都市計画の変更、特別用途地区等

による用途規制の緩和云々があれば、特例許可で建築があれば可能だとあります。このあたりについてのアプローチといいますか、検討といいますか、こちらから攻めていくということはこれまでなさらなかったのですか。

○山本部長 アプローチはしていませんけれども、私どもが実際に経験いたしましたところ、自治体さんに、植物工場の話を持っていきましたら、あるところは大丈夫ですと、用途地域は商業系でも大丈夫です、つくれますよとおっしゃっていただいたところもあります。だから、本当に自治体さんによって解釈がまちまちだというのが現状だと思います。だめなところだけではなくて、いいところもあるのが現状です。

ただ、やはり長期的に事業計画をつくっていく場合に、ここで次にやっていこうとか、ここでこうしていこうという想定を5年、10年で考えるときに、一つ一つ自治体さんに聞くというのも非常にやりづらいものがございますので、我々とする、この用途地域だったら原則オーケーにさせていただいて、例外的にこれだったらだめですという形にさせていただくというのが事業としては非常に計画しやすいのかなと思っております。

○本間専門委員 ただ、ほかで認められているようなことがあるとすれば、それをいわば引き合いにして、あそこの市町村ではやってもらっているよね、うちはどうしてだめなの、というようなアプローチで展開すれば、この事例だけではなくて、この事例をきっかけに同様の植物工場の展開が許可される形で持っていけると思うのですが。

○山本部長 植物工場に関しましては、私どもはやったことがないのですけれども、もう一つ事例がありまして、ちょっとお話しさせていただきますと、先ほど言いましたハウスを建てたときに、三重県さんは、あれは建築物ではないです、奈良県さんは、建築物ですということで判断が分かれました。建築物になりますと建築確認をとらなければいけないので、かなりコストが違ってくるのです。我々は、何で隣の県なのに違うのですかとかなり申し上げたのですけれども、そこのところは変わらなかったというのが現状でございます。恐らく、今、先生がおっしゃった、ほかの市町村がいいからこちらもいいだろうというのは、どうなのかなという思いがありまして、私自身、そうした形で進めていけると自信が余りございません。

○飯田座長 そのほかいかがでしょうか。

○吉田委員 ちょっと極端な質問かもしれませんが、お聞きしてもいいですか。私は今、ここの最後の写真を見ていて、植物工場ってデータセンターみたいだと思いました。原動機や空調設備が工場であるかないかという基準になっているとおききました。また、その判断が市町村で異なるということですが、ITの世界で言えば、同じような“原動機”というIT機器を持っていて、大手町でデータセンターを立てようが、商業施設の中に立てようが、自社ビルの中で、下にお店が有ったりしても、判断基準が違いことはありません。植物工場の場合、何がどう違うのかなと、素人ながら思います。いかがでしょうか。

○山本部長 今まではないのですけれども、先生のおっしゃるとおりだと思います。我々としても、用途制限の中で、植物工場は工場であるとされますと、例えば畜舎よりも工場の

ほうが制限は厳しいのです。もしも植物工場が畜舎だとされると、設置エリアはもっと広がるのです。

○吉田委員 名前を変えたほうがいいのではないですか。

○飯田座長 藤田専門委員。

○藤田専門委員 畜舎も言い方によってすごく変わるのです。銀行並みの構造をしるという場合もあるので、それは地区によっていろいろ説明する必要があります。

あと、建築確認に関しては、そんなに府県で変わるはずがないのです。ただ、ハウスに関しては説明の仕方が大事なのです。どういうふうにコンクリートを打っているかとか、非常に細かく説明する必要がありますし、それに対応している方がどんな方で、どういうふうにされているかによって変わる可能性があります。

基本的には、うちも乳製品を何かやるときに保健所に連絡しますと大体ハードルが高くなるのですけれども、例えば、帯広でこういうことがあってこうだということは相当大的な影響を受けますから、確実にそこら辺は必要なのかなと思います。

○飯田座長 実際、吉田委員御指摘のとおり、この空調がだめというのと、都心部にオフィスを建ててはいけないということになってしまうので、非常に不思議な感じはするのですが、そのほか何か御意見または御感想はありますか。

○金丸議長代理 自分から植物工場とは言わないほうがいいのではないかなと。

○吉田委員 名前を変えなければだめですね。

○金丸議長代理 植物栽培施設とか。

○吉田委員 そういったことはあると思います。

○金丸議長代理 植物工場と自分でつけておいて、これは工場ではないでしょうということも、受け付ける役所からすると結構答えづらいのではないですか。

○吉田委員 私もそう思った。名前を変えた方がいいと思います。植物データセンターとかね。でも、そこは引っかけますね。

○金丸議長代理 植物コンピューター制御施設とか。

○吉田委員 ここのカテゴリーですと自分たちから宣言しているようなものですもの。工場と言いましたけれども、工場ではないですと、そこから説明しなければいけない感じですね。

○飯田座長 でも、植物工場と、一般名詞っぽくなってしまっているというのが。

○吉田委員 皮肉にもそういうことになるのですね。

○飯田座長 そのほかいかがでしょうか。

では、時間が参りましたので、本日は以上といたします。

山本様、御出席ありがとうございました。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○佐脇規制改革推進室参事官 次回の日程は調整の上、また御連絡いたします。

○飯田座長 それでは、本日の会議を終了いたします。

本日は、お忙しいところを御参集いただき、ありがとうございました。